一般社団法人日本ファミリーホーム協議会　災害見舞金規程

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会（以下「本会」という。）

のファミリーホーム会員ならびに正会員が災害により被害を受けた場合に、見舞金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象災害）

第２条 見舞金の対象となる災害は、次の各号に掲げるものとし、ファミリーホーム会員にあっては 現にファミリーホームに使用している住居、正会員にあっては居住する住居が被害を受けた場合とする。

（1） 風水雪害

（2） 土砂崩れ、土石流及び地滑り

（3） 地震

（4） 火災

（5） その他前各号に類する災害

 新型コロナウイルス感染症に罹患したファミリーホーム

（見舞金の額）

第３条 見舞金の額は、別表の定めによるものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、別表の見舞金額は、予算の都合上増減することができる。

（支給申請）

第4条 ファミリーホーム会員等は、見舞金の支給を受けようとする場合は、申請書（様式１）に

必要な事項を記入し、原則として被災年度内に本会に提出するものとする。

（支給決定）

第5条 見舞金の支給の決定は、会長が役員会の承認を得て行うものとする。

２ 会長は、災害見舞金の支給状況を総会に報告するものとする。

（支給先）

第6条 見舞金は、ファミリーホーム会員にあっては主たる養育者に支出するものとする。

（運営）

第7条 この規程に定めのない事項については、役員会に諮り決定するものとする。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、総会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。ただし、平成 2８ 年 4 月 1 日に遡って適用する。

（平成 28年 5 月 19 日　定時総会にて承認・制定）

（この規程の改定は、令和4年５月24日の定時総会で承認。ただし、令和４年4月1日に遡って

適応する。）

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 要件 | 見舞金額 |
| 1 | 全壊、全焼等これらに類する被害 | 50,000円 |
| 2 | 半壊、半焼等これらに類する被害 | 30,000円 |
| 3 | 床上浸水等 新型コロナウイルス感染症に罹患したファミリーホーム | 10,000円 |

≪様式１≫ 記入日　　　　年　　　月　　　日

**災害見舞金申請書**

**※該当に○印（　風水雪害・土砂崩れ、土石流及び地滑り・地震・火災・その他災害　）**

**新型コロナウイルス感染症罹患（　罹患者→　委託児童・養育者・補助者　）**

|  |
| --- |
| 届出者 |
| 【ファミリーホーム名（氏名）】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 【住所】 | 〒 |
| 【連絡先】 | TELメールアドレス |

|  |
| --- |
| 主な被害、被災状況。及び、新型コロナウイルス罹患状況 |
| 申請者記入欄（＊被害・被災の場合は、被害・被災状況が分かる、写真等のご提出をお願いいたします。）（＊新型コロナウイルス罹患の場合は、罹患証明書等のご提出をお願いいたします。） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 見舞金振込先金融機関 | 口座 | 口座番号 | 通帳名義 |
| ゆうちょ銀行 | 記号 |  　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ＝ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 普通 | 支店名 | 　 | 支店 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ↑ゆうちょ銀行以外の金融機関 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |